

# 「長岡市空き家等の適正管理に関する条例」の概要

H24.12.12 版

## 1 条例制定の背景と目的

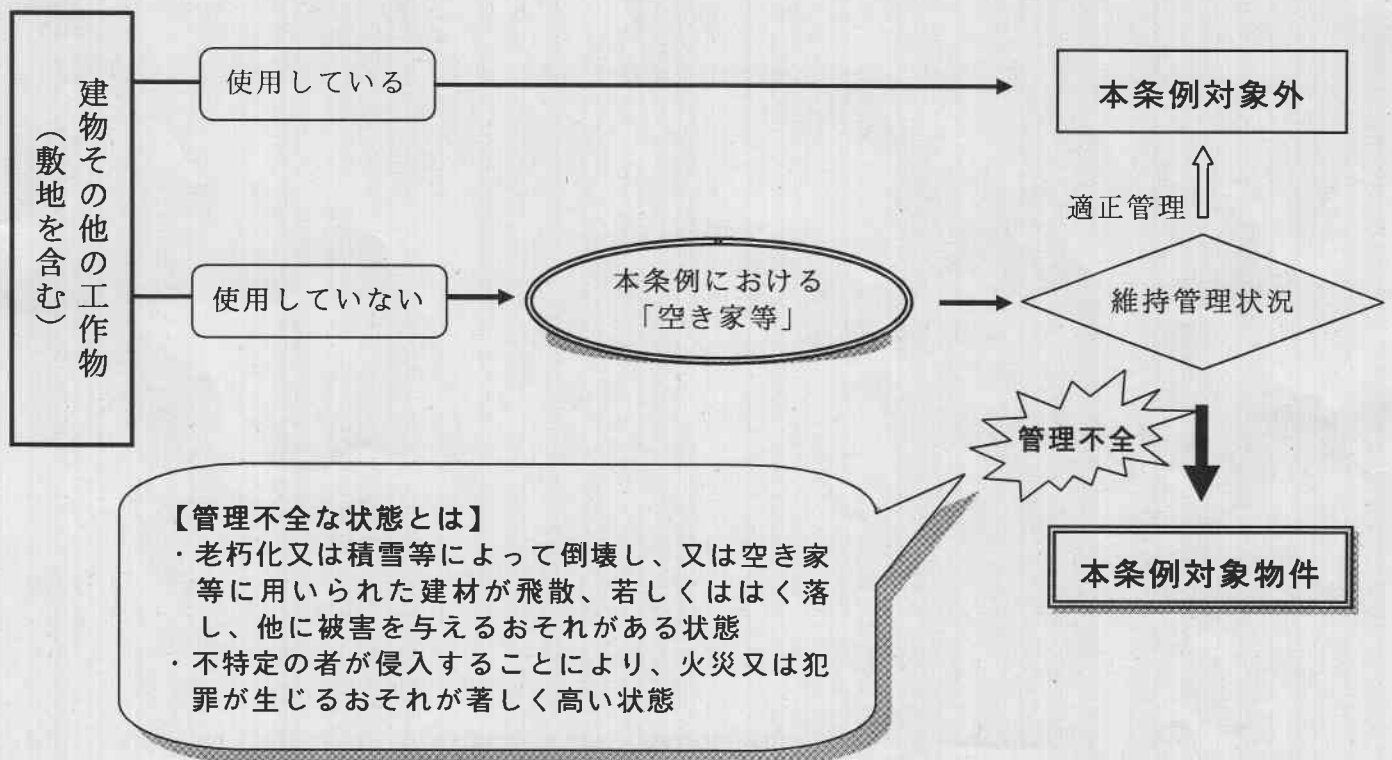
高齢化や人口減少によって今後ますます空き家等が増加することが想定されます。空き家等が管理不全な状態で放置されますと、倒壊等による近隣住民等への被害のほか、不審者の侵入により火災や犯罪が生じるおそれがあることから、早急な対応が求められています。

このため、空き家等の所有者等に適正な管理を強く促すことによって、空き家等が管理不全な状態となることを防止し、地域の安全・安心の確保と生活環境の保全を図ることを目的としています。

## 2 対象物件

### ○ 管理不全な空き家等（建物その他の工作物及び敷地）

- ・ 建物とは、工作物の一つで、屋根及び柱若しくは壁を有するもの
- ・ 工作物とは、地上または地中に設置されたもので、塀、広告塔、電柱等



◆雑草の繁茂、ごみ、害虫等の苦情・相談は、「生活環境の保全及び美化に関する条例」の適用になります（適正管理されている空き家等の敷地を含む。）。

### 3 手続きの流れ

